

子どもの予防接種

予防接種とは、病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くしたりするために、ワクチンを接種することをいいます。

ワクチンの種類によって、接種する年齢や回数が違うので、かかりつけ医とご相談のうえスケジュールを立てましょう。

| ワクチンの種類 | | 回数 | 標準的な接種期間 | 接種可能な時期 | 接種間隔 | 備考 |
|--|--------|----|--|---|--|---|
| ロタ | ロタリックス | 2回 | 初回接種を生後2か月から | 出生6週から24週 | 27日以上 | 赤ちゃん訪問時に『予防接種と子どもの健康』をお渡しします。 |
| | ロタテック | 3回 | 14週6日まで | 出生6週から32週 | 27日以上 | |
| B型肝炎 | | 1回 | 生後2か月から生後3か月まで | 1歳未満 | 1回目終了後27日以上 | |
| | | 1回 | 生後3か月から生後4か月まで | | 1回目終了後139日以上 | |
| | | 1回 | 生後7か月から生後8か月まで | | | |
| ヒブ | | 3回 | 生後2か月から生後7か月まで | 生後2か月から | 生後12か月までに27日以上 | |
| | | 1回 | 初回終了後7か月から13か月あけて | 生後60か月未満 | 初回終了後7か月以上 | |
| 小児用肺炎球菌 | | 3回 | 生後2か月から生後7か月まで | 生後2か月から 生後60か月未満 | 生後24か月までに27日以上 | |
| | | 1回 | 生後12か月から生後15か月まで | | 生後12か月以降に 初回終了後60日以上あけて | |
| 四種混合・五種混合 (ジフテリア・百日ぜき 破傷風・ポリオ)+ヒブ)※1 | | 3回 | 生後2か月から生後12か月まで | 生後2か月から 生後90か月未満 | 20日以上 | |
| | | 1回 | 1期初回接種終了後 12か月から18か月あけて | | 1期初回接種終了後 6か月以上あけて | |
| BCG | | 1回 | 生後5か月から生後8か月まで | 1歳未満 | | |
| 二種混合 (ジフテリア・破傷風) | | 1回 | 11歳に達した時から 12歳に達するまでの期間 | 11歳以上 13歳未満 | | 対象者に個別通知します。 |
| MR (麻しん・風しん) | 1期 | 1回 | 生後12か月から24か月まで | | | 12か月児健診のご案内にお知らせを同封します。 |
| | 2期 | 1回 | 5歳以上7歳未満で、小学校就学前まで(平成30年4月2日生～平成31年4月1日生) | | | 対象者に個別通知します。 |
| 水痘 | | 1回 | 生後12か月から生後15か月まで | 生後12か月から 生後36か月未満 | 1回目終了後3か月以上 | 12か月児健診のご案内にお知らせを同封します。 |
| | | 1回 | 1回目終了後6か月から12か月まで | | | |
| 日本脳炎 ※2 | 1期 | 2回 | 3歳から4歳に達するまで | 生後6か月から 生後90か月未満 | 6日以上 | 3歳児健診のご案内にお知らせを同封します。 対象者に個別通知します。 |
| | | 1回 | 4歳から5歳に達するまで | | 1期初回接種終了後6か月以上 | |
| | 2期 | 1回 | 9歳から10歳に達するまで (小学校4年生) | 9歳以上13歳未満 | | |
| 子宮頸がん ※3 | | 3回 | 13歳となる日の属する年度の 初日から当該年度の末日 までの期間(中学校1年生) | 12歳となる日の属する 年度の初日から 16歳となる日の属する 年度の末日までの 間にある女子 | ①サーバリックス：1か月の間 隔を置いて2回、1回目から6 か月の間隔を置いて1回 ②ガーダシル：2か月の 間隔を置いて2回、1回目から 6か月の間隔を置いて1回 ③シルガード9：2か月の 間隔を置いて2回、1回目から 6か月の間隔を置いて1回 ※4 | 原則同じワクチン の接種となります。 前回のワクチンが わからない時はお 問合せください。 |

※1 令和6年度より四種混合ワクチンとヒブワクチンを合わせた五種混合ワクチンが定期接種となります。

※2 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満まで接種できます。

※3 平成9年度～平成19年度生まれ(誕生日が1997年4月2日～2008年4月1日)の女子は、キャッチアップ接種として定期接種できます。(令和7年3月31日まで)

※4 シルガード9の初回接種を15歳になる前に接種する場合、初回接種後6か月以上あけて2回目を接種し終了とします。

●予防接種被害救済制度●

予防接種法に基づく定期及び臨時の予防接種による健康被害救済について、健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。申請に必要な手続きに関してはお問合せください。

●里帰りなどの理由により他県で予防接種をする場合●

定期予防接種を他県で接種する場合は事前に申請が必要です。申請後、医療機関への依頼に時間を要しますので、接種日に余裕をもって申請してください。

●造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成制度●

造血細胞移植により、移植前に接種した定期予防接種の予防効果が低下又は消失したため、任意による予防接種の再接種が必要と医師が認められた方に対し、費用の全部又は一部を補助します。事前の認定が必要ですので、お問合せください。